

JIS

一般構造用炭素鋼鋼管

JIS G 3444 : 2025

(JISF)

令和 7 年 4 月 21 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会） 構成表

	氏名	所属
(委員長)	榎 学	東京大学
(副委員長)	緒形 俊夫	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	田中 龍彦	東京理科大学名誉教授
	藤原 弘次	EMF 応用計測
(委員)	林 央	元国立研究開発法人理化学研究所
	千葉 光一	関西学院大学
	沖 佑典	国立研究開発法人建築研究所
	桑原 利彦	東京農工大学大学院
	富山 禎仁	国立研究開発法人土木研究所
	鈴木 覚	一般社団法人日本アルミニウム協会
	堤 紳介	一般財団法人日本規格協会
	熊井 勝敏	日本検査キューエイ株式会社
	藤井 勉	一般社団法人日本試験機工業会
	栗原 正明	一般社団法人日本伸銅協会
	藤田 栄	北海道大学
	塩田 佳紀	一般社団法人火力原子力発電技術協会（株式会社 IHI）
	山口 栄輝	公益社団法人土木学会（九州工業大学）
	種物谷 宣高	高圧ガス保安協会
	金岡 秀明	一般社団法人日本機械工具工業会（住友電工ハードメタル株式会社）
	山田 哲	一般社団法人日本建築学会（東京大学大学院）
	蓮井 敏秀	線材製品協会（日鉄 SG ワイヤ株式会社）
	松本 和幸	一般財団法人日本海事協会
	辻村 寿彦	日本金属継手協会
	鈴木 一弁	一般社団法人日本鋼構造協会
	近藤 隆明	一般社団法人日本自動車工業会（日産自動車株式会社）
	相川 卓洋	公益社団法人日本水道協会
	酒井 英典	株式会社神戸製鋼所
	中澤 晋	JFE スチール株式会社
	八木 謙治	大同特殊鋼株式会社
	荒井 和弘	日本製鉄株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 36.2.1 改正：令和 7.4.21

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.4.21

認定産業標準作成機関：一般社団法人日本鉄鋼連盟

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-4826)

審 議 委 員 会：一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会）

(委員長 榎 学)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類の記号	2
5 製造方法	2
6 化学成分	2
7 機械的性質	3
7.1 引張強さ, 及び降伏点又は耐力	3
7.2 伸び	3
7.3 へん平性	4
7.4 曲げ性	5
8 寸法, 単位質量及び寸法許容差	5
8.1 寸法及び単位質量	5
8.2 寸法許容差	9
9 外観	10
10 試験	11
10.1 分析試験	11
10.2 機械試験	11
11 検査及び再検査	14
11.1 検査	14
11.2 再検査	14
12 表示	14
13 注文者によって提示される情報	15
14 報告	15
附属書 A (規定) めっき鋼板及びめっき鋼帯を用いる場合のめっきの種類及びめっきの付着量	16
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS G 3444:2021** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 8 年 4 月 20 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS G 3444:2021** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

一般構造用炭素鋼鋼管

Carbon steel tubes for general structure

1 適用範囲

この規格は、鉄塔、足場、支柱、基礎ぐい、地滑り抑止ぐいなどの土木及び建築の構造物に使用する炭素鋼鋼管（以下、管という。）について規定する。

注記 この規格は、主として外径 21.7 mm～1 016.0 mm の管に適用されている。ただし、基礎ぐい及び地滑り抑止ぐいとしては、この規格は、主として外径 318.5 mm 未満に適用されており、主として外径 318.5 mm 以上の溶接鋼管の基礎ぐい及び地滑り抑止ぐいには、**JIS A 5525**（鋼管ぐい）がある。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS G 0202** 鉄鋼用語（試験）
- JIS G 0203** 鉄鋼用語（製品及び品質）
- JIS G 0320** 鋼材の溶鋼分析方法
- JIS G 0321** 鋼材の製品分析方法及びその許容変動値
- JIS G 0404** 鋼材の一般受渡し条件
- JIS G 0415** 鋼及び鋼製品－検査文書
- JIS G 0416** 鋼及び鋼製品－機械試験用供試材及び試験片の採取位置並びに調製
- JIS G 3302** 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3313** 電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3314** 溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3317** 溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3321** 溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3323** 溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯
- JIS Z 2241** 金属材料引張試験方法
- JIS Z 3121** 突合せ溶接継手の引張試験方法
- JIS Z 8401** 数値の丸め方